児童福祉法 (昭和22年12月12日 法律第164号) 抜粋

第6条の3

- ○1~○8 略
- ○9 この法律で、家庭的保育事業とは、次に掲げる事業をいう。
- 1 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児(以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。)であつて満三歳未満のものについて、家庭的保育者(市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であって、当該保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。)の居宅その他の場所(当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。)において、家庭的保育者による保育を行う事業(利用定員が五人以下であるものに限る。次号において同じ。)

2 略

- ○10 この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。
- 1 保育を必要とする乳児・幼児であって満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設(利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。)において、保育を行う事業
- 2 略
- ○11 この法律で、居宅訪問型保育事業とは、次に掲げる事業をいう。
- 1 保育を必要とする乳児・幼児であって満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業
- 2 略
- ○12 この法律で、事業所内保育事業とは、次に掲げる事業をいう。
- 1 保育を必要とする乳児・幼児であって満三歳未満のものについて、次に掲 げる施設において、保育を行う事業
- イ 事業主がその雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の 乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受 けて当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳 児若しくは幼児の保育を実施する施設

口~二 略

- ○13 略
- ○14 略

- 第7条 この法律で、<u>児童福祉施設とは</u>、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、 <u>保育所</u>、幼保連携型認定こども園、<u>児童厚生施設</u>、児童養護施設、障害児入所 施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及 び児童家庭支援センターとする。
 - ○2 略
- 第8条 第7項、第27条第6項、第33条第5項、第33条の15第3項、第46条第4項及び第59条第5項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、<u>都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする</u>。ただし、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第12条第1項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会(以下「地方社会福祉審議会」という。)に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあっては、この限りでない。
- 2 前項に規定する審議会その他の合議制の機関(以下「都道府県児童福祉審 議会」という。)は、同項に定めるもののほか、児童、妊産婦及び知的障害者 の福祉に関する事項を調査審議することができる。
- ○3 市町村は、前項の事項を調査審議するため、児童福祉に関する審議会その 他の合議制の機関を置くことができる。
- ○4 都道府県児童福祉審議会は、都道府県知事の、<u>前項に規定する審議会その</u>他の合議制の機関(以下「市町村児童福祉審議会」という。)は、市町村長の管理に属し、それぞれその諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。
- ○5○6 略
- ○7 社会保障審議会及び<u>都道府県児童福祉審議会</u>(第一項ただし書に規定する 都道府県にあっては、以下略)<u>は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸</u> 能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは 販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

第24条 略

- ○1 略
- ○2 <u>市町村は</u>、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は<u>家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。</u>以下同じ。)により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。

- ○3 以下略
- 第34条の15
- ○1 略
- ○2 <u>国、都道府県及び市町村以外の者は</u>、厚生労働省令の定めるところにより、 市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。
- ○3 略
- ○4 <u>市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児</u> <u>童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。</u>
- ○5 以下略

第35条

- $\bigcirc 1 \sim \bigcirc 2$ 略
- ○3 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省 令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することがで きる。
- ○4 <u>国、都道府県及び市町村以外の者は</u>、厚生労働省令の定めるところにより、 都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。
- ○5 略
- ○6 <u>都道府県知事は、第4項の規定により保育所の設置の認可をしようとする</u> ときは、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならな い。
- ○7 以下略
- 第39条 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせ て保育を行うことを目的とする施設 (利用定員が20人以上であるものに限り、 幼保連携型認定こども園を除く。)とする。
- ○2 略

第46条

- $\bigcirc 1 \sim \bigcirc 3$ 略
- ○4 <u>都道府県知事は、</u>児童福祉施設の設備又は運営が第45条第1項の基準に 達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、<u>都道府県</u> 児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を 命ずることができる。

第59条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、<u>第6</u>条の3第9項から第12項まで若しくは第36条から第44条まで(第39条の2を除く。)に規定する業務を目的とする施設であって第35条第3項の届出若しくは認定こども園法第16条の届出をしていないもの又は第34条の15第2項若しくは<u>第35条第4項の認可</u>若しくは認定こども園法第17条第1項の認可<u>を受けていないもの</u>(前条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。)については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

$\bigcirc 2 \sim \bigcirc 4$ 略

- ○5 都道府県知事は、<u>第1項に規定する施設について</u>、児童の福祉のため必要があると認めるときは、<u>都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の</u> 停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。
- $\bigcirc 6\bigcirc 7$ 略
- 注1 第6条の3第9項は、家庭的保育事業についての規定
 - 第10項は、小規模保育事業についての規定
 - 第11項は、居宅訪問型保育事業についての規定
 - 第12項は、事業所内保育事業についての規定
 - 第34条の15第2項 市町村長の認可を得て家庭的保育事業等が行える ことを規定
 - 第35条第3項 市町村が都道府県知事に届け出て児童福祉施設を 設置することができる。
 - 第36条 助産施設についての規定
 - 第37条 乳児院についての規定
 - 第38条 母子生活支援施設についての規定
 - 第39条 保育所についての規定
 - 第39条の2 幼保連携型認定こども園についての規定
- 注2 第59条の規定は、認可外保育所などについて事業の停止又は施設の閉鎖を 命ずることができる旨を規定。